平成２８年（フ）第２０号
香川県さぬき市志度1414番地３　ニューハイツホワイト202
債務者　森原　明美（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗5125番地　プレリュード篠栗Ⅰ―203号、前住所福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬963番地４
債務者　高石　隆蔵
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９５号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼２丁目６番３号　サンライズⅡ101号
債務者　岩本　昭人
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８号
福岡県糟屋郡志免町別府西２丁目24番２―713号
債務者　早川　加恵（旧姓吉武）
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１９号
福岡市東区箱崎１丁目25番18―201号
債務者　中村　藤乃
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２６号
福岡市東区香椎駅東３丁目15番35―101号
債務者　吹田　勝弥
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２８号
福岡市早良区室見１丁目２番５号
債務者　坂口　公弘
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３１号
福岡県大野城市中央１丁目10番２号　メゾン・ド・サンティー101号
債務者　阿部　　昭
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３２号
福岡市西区今宿上ノ原16番地１　特別養護老人ホーム七樹苑、住民票上の住所福岡市早良区原団地40番101号
債務者　山崎　好江
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４４号
福岡市早良区東入部３丁目19番30号
債務者　山田　宏美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５０号
福岡県福津市花見が丘３丁目１番16号　セジュール福間Ｂ―102号
債務者　吉田　昌弘
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５１号
福岡県春日市昇町６丁目121番地　サンビレッジ昇町Ｂ棟205号
債務者　田中　珠子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５２号
福岡市博多区千代５丁目21番５号
債務者　古閑　　惠
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５６号
福岡県春日市宝町２丁目30番地　第１宝泉荘203号
債務者　野道　廣一
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５８号
福岡市東区筥松３丁目17番22―101号
債務者　山口　真明
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６０号
福岡市南区玉川町15番４―502号
債務者　佐藤　明歌
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０号
千葉県館山市薗1080番地の２
債務者　小笠原裕美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
千葉地方裁判所館山支部